

熊本県育英資金に係る新型コロナウイルス感染症への対応について

新型コロナウイルス感染症の影響で、収入が著しく減少した方等のために、熊本県育英資金の緊急貸与及び返還猶予を行います。

1. 緊急貸与

- 対 象：高校等に在学する方で、新型コロナウイルス感染症の影響で、家計の急変等により緊急に熊本県育英資金を必要とする方
- 貸与金額：通常の育英資金と同様（月額8,000円～35,000円）
- 利 息：無利息
- 貸与期間：申請年度の年度末まで（期間が1年以内の場合は翌年度末まで延長することができます。）
- 申 請：各世帯の家計状況（所得等）を確認できる書類
収入が著しく減少したことを確認できる書類 等が必要

2. 返還猶予

- 対 象：新型コロナウイルス感染症の影響で、熊本県育英資金の返還の履行が困難な方
- 猶予期間：猶予を希望する月から1年以内の期間（事由が継続するときは再申請が可能です。）
- 申 請：収入が著しく減少したことを確認できる書類等が必要

【問い合わせ先】

高校教育課 大谷、後藤
(内線：6788、6705)